

2025年2月14日

〈富山〉「高岡市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定」の締結について

高 岡 市
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

高岡市（市長 角田悠紀）と北陸電力株式会社（理事 高岡支店長 茶谷修治）及び北陸電力送配電株式会社（理事 富山支社長 坪内俊博）は、本日、「包括的地域連携に関する協定」を締結いたしました。

本協定は、高岡市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会を実現し、一層の市民サービスの向上、脱炭素社会の実現及び地域活性化に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 環境・エネルギーに関すること
2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
3. 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること
4. 産業振興・賑わいづくりに関すること
5. SDGsの普及促進に関すること
6. その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

今後は、連携項目に基づき、脱炭素社会への実現に向けた再生可能エネルギーの活用など様々な施策での相互の緊密な連携と協力を図り、地域社会の持続的な発展を目指してまいります。

（別紙1）高岡市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

（別紙2）高岡市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定書

【お問い合わせ】

高岡市：未来政策部企画課（電話）0766-20-1101
北陸電力：高岡支店総務担当（電話）0766-22-2027

高岡市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括的地域連携に関する協定の締結内容（概要）

高岡市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は「包括的地域連携に関する協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会を実現し、一層の市民サービスの向上、脱炭素社会の実現及び地域活性化に寄与することを目的として、以下6点の連携協力事項に取り組んでまいります。

2025年2月14日
高岡市
北陸電力株式会社
北陸電力送配電株式会社

1. 環境・エネルギーに関すること

■ 脱炭素社会の実現に向けた提案・協力



再生可能エネルギーの導入拡大



電気自動車などエコカーの導入拡大

■ 環境美化・環境保全



清掃活動（古城公園等）



省エネ提案



カーボンニュートラルセミナー

2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること

■ 災害発生に備えた連携



Zoomによる訓練
災害時を想定した合同訓練

■ 災害時における連携

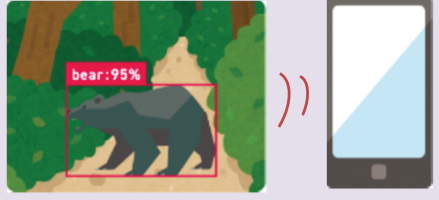


災害時の復旧作業

■ 日常生活の安全・安心



見守り活動（こども110番の車等）



クマ自動検出「Bアラート」

3. 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること

■ 次世代層教育における連携



学校での出前講座



次世代層への実験教室

4. 産業振興・賑わいづくりに関すること

■ 観光振興や地域イベントへの協力



日本海高岡なべ祭りへの協力



瑞龍寺ライトアップへの協力

5. SDGsの普及促進に関すること

■ SDGs全般の普及促進・啓発への貢献



フードドライブへの参画



「たかおかSDGsパートナー」の活動への協力

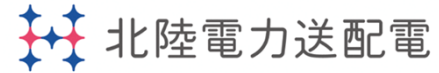
6. その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること



こたえていく。かなえていく。



未来へ、めぐらせる。



高岡市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との
包括的地域連携に関する協定書

別紙2

高岡市（以下「甲」という。）、北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり包括的地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙（以下「3者」という。）が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会を実現し、一層の市民サービスの向上、脱炭素社会の実現及び地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 3者は前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1） 環境・エネルギーに関すること。
- （2） 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること。
- （3） 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- （4） 産業振興・賑わいづくりに関すること。
- （5） SDGsの普及促進に関すること。
- （6） その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携窓口）

第3条 3者は、前条に規定する連携協力事項を効果的に実施するため、それぞれ窓口を設置し、連携協力を進めるに当たり必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の30日前までに、3者いずれの者からも本協定解除の申し出がないときは、本協定の有効期間が有効期間満了日の翌日から起算して1年間、延長されるものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 3者は、本協定履行に関し知り得た秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を外部へ漏らし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し、疑義等が生じた事項については、必要に応じ、3者は誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3者が署名の上、各自1通を保有する。

令和 7年 2月 14日

甲 富山県高岡市広小路7番50号
高岡市長

角 田 悠 紀（自署）

乙 富山県高岡市広小路7番15号
北陸電力株式会社
理事 高岡支店長

茶 谷 修 治（自署）

丙 富山県富山市牛島町13番15号
北陸電力送配電株式会社
理事 富山支社長

坪 内 俊 博（自署）